

第1章 総論編

ここでは…

1. 生命（いのち）の安全教育
2. 性に関する指導の基本的な考え方
3. 学校における性に関する指導の目標
4. 発達段階に応じた性に関する指導の目標及び指導内容
5. 学習指導要領における性に関する指導の取扱い
6. 学校における性に関する指導計画
7. 各教職員の役割
8. 人権教育

について記載しています。



1. 生命（いのち）の安全教育

1 取組強化及び推進の経緯

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要がある。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定された。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、国は令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を進めてきた。

本県においては、この方針を踏まえ、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進していく。

2 目標

児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

3 概要

- 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施する。
- 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指す。

ア 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校

※ 特別支援教育では、障がいのある児童・生徒等の個々の障がいの状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

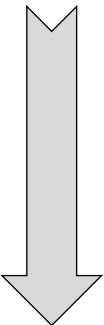
イ 実施方法

児童・生徒等の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

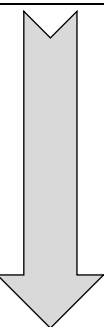
4 各段階におけるねらい

以下について、発達段階に応じてできるようになっていく。

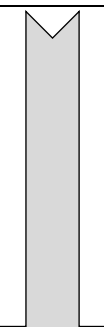
幼児期におけるねらい

- 
- ・自分の体は自分だけのものであり、大切にすることができるようにする。
 - ・自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識できるようにする。
 - ・自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けられるようにする。
 - ・自分の体と同様に、相手の体も大切にすることができるようにする。
 - ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけないことを意識できるようにする。

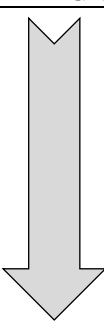
小学校 低・中学年におけるねらい

- 
- ・自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。
 - ・自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切なところを守るルールを理解できるようにする。
 - ・自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。
 - ・自分と他の人を大切にすることを養う。

小学校 高学年におけるねらい

- 
- ・自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。
 - ・心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。
 - ・距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
 - ・SNS で見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。
 - ・お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う。

中学校におけるねらい

- 
- ・心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
 - ・距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
 - ・性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNS で見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。
 - ・お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

6 生命（いのち）の安全教育に関する教材

- 各学校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場面を捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

各段階の教材・指導の手引きは、以下のサイトよりダウンロードできます。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

幼児期（スライド抜粋）



小学校 低・中学年（スライド抜粋）



小学校 高学年（スライド抜粋）



中学校（スライド抜粋）



7 生命（いのち）の安全教育の推進に当たっての留意事項

ア 教材「生命（いのち）の安全教育」の使用について

本教材は、児童・生徒等の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科や保健体育科、特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられる。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するよう留意することが必要である。

また、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能である（例：プール指導時に該当部分を切り出して説明、各教科等の授業において関連するスライドを活用等）。

イ 児童・生徒等から相談を受けた場合の対応のポイント

【事前準備・相談を受けた場合の対応方法】

- ・授業後に、児童・生徒等が性暴力被害を受けたことや、受けていることを開示してきた場合の対応を事前に検討しておく必要がある。
- ・被害開示を受けた場合、児童・生徒等が安心して話せる場所で、最初の段階では「誰に何をされたか」を聞き取り、最後に「話してくれてありがとう」と伝える。詳細については無理に聞き出さず、必要に応じて専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する。また、家族や、学校の他教職員、専門機関にどこまで情報を共有してよいかについて、本人に同意をとる。
- ・聞き取りの際は、児童・生徒等が信頼できる複数の教職員（スクールカウンセラー含む）が対応することが望ましい。
- ・聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことで」に言い換える。（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）
- ・被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童・生徒等はそれ以上話ができなくなってしまうため、感情的な対応にならないよう留意する。
- ・他の教職員に同じ話を聞かれて、被害体験を思い出させられることはトラウマ体験を深めることにつながり、被害児童・生徒等の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあるため、もう一度同じ話を聞くことは避ける。そのため、聞き取りを行う職員同士、情報交換を密に行うことが大切である。

【被害児童・生徒等の心身の回復に向けた支援】

- ・被害児童・生徒等は、心身に大きな傷を負い、寝られない・食べられない等の症状や様々なトラウマ反応が現れることがある。教職員は、性暴力の被害者にそのような反応が起きることを理解した上で、被害児童・生徒等に対して自然な反応であることを伝え、不安をやわらげることが心のケアにつながる。また、スクールカウンセラーと連携して対応することが重要である。
- ・被害児童・生徒等の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童・生徒等の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、理解することが重要である。

ウ 指導上の配慮事項

指導に当たっては、各段階における指導上の留意点のほか、以下の点にも配慮する必要がある。

【家庭で性暴力被害等の経験がある児童・生徒等への対応】

- ・家庭で被害経験（性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害を含む）がある児童・生徒等は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性がある。
- ・当該の児童・生徒等については、家庭の養育環境を含む他の要因があることを考慮に入れて、児童相談所等の専門機関と連携して対応することが重要である。

【外国人児童・生徒等への配慮】

- ・挨拶の際の行動や、身体的な距離感等の考え方が、文化によって異なる場合がある。外国人児童・生徒等の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童・生徒等の行動が他の児童・生徒等からの非難の対象となったり、外国人児童・生徒等の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要がある。

Ⅱ 保護者への対応（小学校以降）

- ・お便り等を通じて保護者に対して、事前に授業のねらいや内容について伝え、授業後もその様子を伝える。
- ・授業後に保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて児童・生徒等への聞き取りや専門機関の紹介を行う。
- ・授業の保護者の参観については学校の判断とするが、参観を可能とすることも考えられる。
※幼児教育及び特別支援教育における保護者への対応のポイントは、「指導の手引き（幼児期）」及び「指導の手引き（特別支援教育）」を参照。

8 神奈川県教育委員会の「生命（いのち）の安全教育」の考え方

【生命（いのち）の安全教育の目標】

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

これまでの取組を土台に「生命（いのち）の安全教育」の視点を踏まえ、子どもを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせない教育の充実を図る。

	主な視点 (本手引き内マーク)	具体的例	指導事例・コラムの関係ページ
学校等における教育や啓発の内容の充実	人権教育の視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・相手が嫌ということはない、嫌なことは嫌と言う、デートDV等 ・「STOP! THE セクハラ デートDV」「人権教育ハンドブック」「人権教育研修」「セクハラに係るアンケート調査」等 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 2年生（生活科）……………75 ページ ・中学校 2年生（技術・家庭科）…99 ページ ・高等学校 1年生（家庭科）……………117 ページ ・高等学校 2年生（保健体育科）…120 ページ ・高等学校 2年生（公民科）……………128 ページ ・高等学校 3年生（倫理）……………133 ページ ・コラム「ジェンダーとSDGsについて」… 137 ページ
	防犯教育の視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等横断的な教育課程編成による指導 ・自分の身を守る、不審者についていけない等 ・「学校における防犯教育指導資料」 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 1年生（生活科）……………69 ページ ・小学校 2年生（生活科）……………72 ページ ・小学校 5年生（体育科：保健）…86 ページ
	情報教育の視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等横断的な教育課程編成による指導 ・個人を特定される書き込みはしない、裸に近い写真を送らない、自分の裸の写真を送る・送らせる等 ・「携帯電話教室」 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 3年生（道徳科）……………78 ページ ・コラム「SNSによる性被害に遭わせないために」……………92 ページ ・中学校 1年生（保健体育科）……………93 ページ ・特別支援学校 1年生【高等部（知的障がい）】（保健体育科〔1段階〕）……………138 ページ
	性に関する教育の視点 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等横断的な教育課程編成による指導 ・体の発育・発達、妊娠や出産・性感染症などの教科指導 ・各校での「いのちの授業」や「性感染症・エイズ防止教室」 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 4・5歳児……………64 ページ ・小学校 低学年（特別活動）……………67 ページ ・小学校 4年生（体育科：保健）…81 ページ ・小学校 6年生（体育科：保健）…89 ページ ・中学校 3年生（保健体育科）……………103 ページ ・中学校（特別活動）……………108 ページ ・コラム「性感染症予防について」……………111 ページ ・高等学校 1年生（保健体育科）…112 ページ
教員・家庭への啓発等	学校等で相談を受ける体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの活用、教育相談窓口の周知 等 ・「ストップ! THE 学校生活でのセクハラ」 	
	わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事ゼロ運動、不祥事防止研修会、懲戒処分の指針、啓発資料作成 等 	
	社会全体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 広報誌への掲載、保護者への働きかけ ・人権学習のための参加体験型プログラム 等 「家庭教育ハンドブックすこやか」 ・「PTA 活動のためのハンドブック」 	

～外部講師を招いた「生命（いのち）の安全教育」実践事例～

実践事例 1

教育課程上の位置付けについては、各学校において、ねらいを明確にした上で行うようにしましょう！



- ①活動名：「こども防犯指導」 **防犯**
- ②学習内容：「誘拐等の犯罪に遭わないためのポイント」について学習する。
- ③外部講師：神奈川県くらし安全防災局 くらし安全交通課 課員
- ④対象：保育園児
- ⑤時間等：約45分間
- ⑥授業展開

導入	誘拐とは何か、誘拐されないためにはどうするかを学習する。
展開	「出かけるときには行き先を言う」「一人では遊ばない」「知らない人にはついていかない」「怖いときには大声を出して逃げる」という「誘拐されないための4つのお約束」を軸に、DVDを視聴し、クイズやロールプレイを通じて学習する。
まとめ	「誘拐されないための4つのお約束」をおさらいし、誘拐等の犯罪に遭わないよう、これからの生活の中で実践する。

⑦成果と課題

○成果

- ・防犯指導終了後、園児が保育室に戻ってからも「誘拐されないための4つのお約束」を友達と共有し合う姿が見られ、また、保護者にも伝えたとのことで、家庭でも防犯についての意識の向上が見られた。

●課題

- ・この学習を、顔見知りになった後や、身近な人による犯罪被害からも身を守るための学習につなげる。

実践事例 2

- ①活動名：「わたしのはじまりの授業」 **性**
- ②学習内容：受精から誕生まで、胎児の発育の仕方、家族からの愛
- ③外部講師：市町村教育委員会 指導主事
- ④対象：小学2年生
- ⑤時間等：45分間
- ⑥授業展開

導入	受精から誕生までの説明を受け「へその緒」について学習する。
展開	妊婦体験として4キロほどのリュックサックを実際に背負い、母親の気持ちを実感する。
まとめ	自分が生まれて、どのように大きくなってきたのかを学習し、これからの生活に生かす。

⑦成果と課題

○成果

- ・いのちの継承や、家族からの愛に気付くよい機会となった。

●課題

- ・妊婦体験では、児童にしっかりと母親の気持ちになって考えさせることが大切である。

実践事例 3

- ①活動名：「自分を大切にすること」 **性**
- ②学習内容：性行動の責任（妊娠、性感染症について）
- ③外部講師：産婦人科 医師
- ④対象：中学3年生
- ⑤時間等：50分×2時間
- ⑥授業展開

導入	具体物を使って妊娠のしくみについての知識を得る。
展開	コップの液体を使って実験を行い、性感染症の広がり方を可視化して説明し、「自分を大切にすること」について考える。
まとめ	これからの生活について考え、「自分を大切にすることについて」まとめを行う。

⑦成果と課題

○成果

- ・専門的知見を有する産婦人科の医師の先生から、生徒の実態に合わせて分かりやすく説明をしていただくことで、生徒はしっかりと話を聞き、自分事として考えることができていた。
- ・具体物を用いた説明により、生徒にとってはイメージしやすく、理解を深めることができた。

●課題

- ・講師の先生との打合せがとても重要である。生徒にどこまで指導するのか、生徒の実態に合わせて、しっかりと事前に確認しておくことが大切である。

実践事例 4

- ①活動名：「携帯電話教室」 **情報**
- ②学習内容：スマートフォンを中心に被害者や加害者にもならないためのポイントや、万一トラブルに巻き込まれてしまった場合の対処法について学習する。
- ③外部講師：民間通信企業 担当者
- ④対象：高校生
- ⑤時間等：50分間
- ⑥授業展開

導入	スマートフォン、携帯電話はとても便利なものだが、使い方には注意が必要であることを説明する。
展開	いじめ、ネット依存、なりすまし等の問題についてアニメによる事例から、何が問題だったかについて考える。
まとめ	トラブルにあった場合についての対応を知り、これからのスマートフォン等の使い方について、どんなことに気をつけたらよいかについて考える。

⑦成果と課題

○成果

- ・生徒にとって身近な問題を具体的な事例を基に考えることができた。

●課題

- ・生徒自身が自己の問題として捉え、今後の生活に生かしていくこと。

オ 相談機関

児童・生徒等の状況に応じて、専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応することが望ましい。

相談機関	機関概要	連絡先
性犯罪被害相談電話	性犯罪の被害等の相談に対応。発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる。	#8103 (ハートさん)
警察相談専用電話	近くの都道府県の警察本部等の総合窓口へ直接つながる。	#9110 ※最寄りの警察署でも対応
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等を実施（各センターによって支援内容は異なる）。	#8891 (はやくワンストップ) ※全国共通番号 ※最寄りのセンターにつながる
児童相談所	子どもに関する家庭その他からの相談に対して、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。	189 ※最寄りの児童相談所につながる
子どもの人権 110 番 (法務局・地方法務局)	子どもの人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害児童の保護を図るなどの措置を実施。	0120-007-110 ※最寄りの法務局・地方法務局につながる
子どもの人権 SOS ミニレター (法務局・地方法務局)	全国の小・中学校の児童・生徒等を対象に、相談専用の便せん兼封筒である「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布し、子どもたちがミニレターに書いて送付した悩みごとの相談に対応。	最寄りの法務局・地方法務局
女性の人権ホットライン (法務局・地方法務局)	女性の人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害女性の保護を図るなどの措置を実施。性的画像を含むインターネット上の人権侵害情報の削除などの相談にも対応。	0570-070-810 ※最寄りの法務局・地方法務局につながる ※インターネットで相談可
犯罪被害者支援ダイヤル (日本司法支援センター (法テラス))	被害に遭われた方やご家族の状況等に応じて適切な法制度や相談窓口を紹介。	0570-079714 (なくことないよ) ※IP 電話からは 03-6745-5601 ※メール問合せも可

神奈川県ホームページより

相談機関	機関概要	連絡先
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「かならいん」	性犯罪・性暴力で悩んでいる。 <u>ホームページより (参考)</u> かならいんでは、24 時間 365 日いつでも相談を受け付けている。あなたの不安を解消するため、どうしたらよいか一緒に考える。必要に応じて、医療機関や警察署などへの付添いを行う。	1.どなたでも 045-322-7379 #7379(NTT 東日本の固定電話、公衆電話) 毎日 (24 時間) 面接相談は予約制 ----- 2.男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル 045-548-5666 毎週火曜日 16 時から 20 時 (祝日・年末年始を除く)

性犯罪 110 番	性犯罪・性暴力で悩んでいる。 ホームページより (参考) 性犯罪の被害で警察への届出を送っている方に対し、警察官が電話相談を受け付けている、	0120-38-8103 毎日 (24 時間) 日中は原則女性職員が相談に応じています。夜間及び土曜、日曜、祝日は男性警察官が対応します。緊急の場合は 110 番通報してください。
かながわ犯罪被害者サポートステーション	犯罪による被害にあい、悩んでいる。 ホームページより (参考) 犯罪被害にあわれた方や、その家族の方々からの様々な相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため「県」「県警察」「NPO 法人神奈川被害者支援センター」が一体となって運営している。	045-311-4727 月曜から土曜 (祝日・休日・年末年始を除く) 9 時から 17 時 面接相談は予約制
女性のための DV 相談窓口	配偶者やパートナーの暴力で悩んでいる。 ホームページより (参考) 配偶者や恋人間の身体的暴力、性的暴力、経済的な暴力 (生活費を渡さないなど) に悩む方のため、相談員等の対応による相談を行います。	0466-26-5550 面接相談は要予約 月曜から金曜 9 時から 21 時 土曜・日曜 9 時から 17 時 (祝日を除く) (面接相談は 17 時まで) 同性間でのご相談もお受けできます。
女性への暴力相談 週末ホットライン		045-451-0740 土曜・日曜 17 時から 21 時 祝日 9 時から 21 時
かながわ DV 相談 LINE		LINE アプリのホーム画面の検索で、ID 「@kanagawa-dv」を検索して追加。もしくは、 二次元コードから→ 
多言語による相談窓口 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)		090-8002-2949 面接相談は要予約 月曜から土曜 10 時から 17 時 面接相談は予約制 (16 時まで)
男性被害者相談窓口	配偶者や恋人など親しい関係にある人からの身体的・性的・精神的・経済的な暴力の悩み。	0570-033-103 面接相談は要予約 月曜から金曜 9 時から 21 時 (祝日を除く) 同性間でのご相談もお受けできます。
DV に悩む男性のための相談窓口	配偶者などへの暴力等の悩み	0570-783-744 月曜・木曜 18 時から 21 時 (祝日を除く)
妊娠 SOS かながわ	予期しない妊娠等に関する悩みを抱えた方のために電話・LINE による相談や、直接会って話を伺うなどのアウトリーチを行っている。	【電話】 046-263-2720 水曜・木曜(祝日・休日・年末年始を除く) 9 時から 12 時、13 時から 16 時 【LINE】 (以下、友だち追加 URL) 令和 2 年 7 月 5 日から 10 月 4 日 月曜・日曜 16 時から 21 時 https://line.me/R/ti/p/%40862eiffd

2. 性に関する指導の基本的な考え方 (中央教育審議会答申より)

学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要である。その指導は、児童・生徒等が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申によるところが大きい。

(心身の成長発達についての正しい理解)

- 学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があり、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、**子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化**してきている。このため、特に、**子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題**となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。
- このため、**学校全体で共通理解を図りつつ**、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、**発達の段階を踏まえ**、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する**知識を確実に身に付けること**、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、**相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要**である。
また、**家庭・地域との連携を推進**し保護者や地域の理解を得ること、**集団指導と個別指導の連携を密に**して効果的に行うことが重要である。

この答申を踏まえつつ、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、(健康・安全・食に関する資質・能力)において学校における性に関する指導に関連して、次のことが示された。

- 1. でも述べたように、とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、**子どもたちを取り巻く環境が大きく変化**している。このため、**子どもたちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題**となっている。
- こうした課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、**必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人ひとりに育むことが強く求められている。**
- こうした健康・安全・食に関する資質・能力の具体的な内容は、別紙 4 (※下記参照) のとおり整理できる。これらを**教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要**である。学校保健計画や学校安全計画、食に関する指導の全体計画についても、資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、**地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保していくことが重要**である。

このように、性に関する指導については、健康教育の一環として、教科等横断的なテーマで議論された。性に関する指導の目的や内容、指導体制等は、今回の改訂においても平成 20 年の中教審答申の内容が踏襲されているが、資質・能力が新しく示された関係で、知識だけでなく思考力、判断力、表現力の内容も示されたことに留意する必要がある。

(出典：「生きる力を育む」小学校保健教育の手引き〔発行 平成 31 年 3 月〕)

(出典：「生きる力を育む」中学校保健教育の手引き〔発行 令和 2 年 3 月〕)

(出典：「生きる力を育む」高等学校保健教育の手引き〔発行 令和 3 年 3 月〕)

※別紙 4 健康・安全・食に関わる資質・能力

- 健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

(知識及び技能)

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

別紙 4 より

3. 学校における性に関する指導の目標

学校における性に関する指導は、児童・生徒等の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童・生徒等が生命尊重、人間尊重、性別に関わらず誰もが平等であるという精神をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることである。

学校における性に関する指導の目標

1 自己の性に対する認識を確かにさせる。

人間の生物学的性や心理的、社会的、文化的性について理解を深めさせ、自己の性に対する認識をより確かにさせる必要がある。

2 人間尊重、性別に関わらず誰もが平等であるという精神に基づく豊かな人間関係を築くことができるようにする。

低学年の段階から発達段階に応じて、人間尊重、性別に関わらず誰もが平等であるという精神の徹底を図り、児童・生徒等が同性や異性との人間関係を築くことができるようにする必要がある。

3 家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質を育てる。

児童・生徒等に対して家族や社会の一員として必要な性に関する基礎的・基本的事項を習得させ、直面する性の諸問題に対して適切な意思決定や行動選択ができる資質や能力を育てる必要がある。

以上のような性に関する指導の基本的な目標は相互の関連を確かめながら、児童・生徒等の発達段階に応じて、学校種別や学年別の目標として具体化されなければならない。



4. 発達段階に応じた性に関する目標及び指導内容

学校において、性に関する指導を進める場合、子どもの発達の段階の特徴や性に関する発達課題を明らかにし、その上で、学校における性に関する指導の目標を踏まえ、各学校の性に関する指導の目標を設定し、指導内容を決定する必要がある。

近年、子どもの心身の発育・発達の促進化や、子どもを取り巻く性に関する情報などの環境の変化により、性に関する発達課題も変化し、また、個人差が一層大きくなっている。各学校における性に関する指導の目標の設定や指導内容の選択等に当たっては、このことにも十分配慮することが大切である。

幼稚園等における性に関する指導の目標及び指導内容

1 性に関する指導の目標

幼児期は自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる時期である。したがって、幼稚園等における性に関する指導の目標は、幼稚園教育の趣旨を生かすとともに、総論編2にて示した学校教育における性に関する指導の目標に即して、次のように設定することができる。

- ア 自分の誕生や性別による違いを正しく受け止めるとともに、生き物の誕生や成長にも気づき、生命の尊さを感じとる。
- イ 性別によってそれぞれ違いがあるが、どの友だちも同じように大切であることを知り、友だちを思いやる心情や態度を育て、将来の恋愛的人間関係の基礎を築く。
- ウ 家族は互いに役割を分担し、助け合って生活していることに気づき、パートナー同士をいたわり合う心や、そのために自分の欲求を抑制しようとする心を育てる。

2 性に関する発達課題と指導内容

幼児期は、大脳皮質が急速に組織化され、ほぼ完成に近づく重要な時期であるが、性に関する発達の過程では未分化である。すなわち、最も身近な親子関係を中心とした家庭や幼稚園等という場の人間関係を基本に、他人との関係を認識し、自我意識を育み、知的能力を高め、社会的行動力を身に付けていく時期である。また、この時期の体験は原体験として、その後の人格の形成に大きく影響し、人としての生き方を左右するともいわれている。

幼児期の性に関する指導は、発達課題を的確に把握し、幼児理解を深め、適切な指導や支援を行う必要がある。

ア 体の発育・発達に伴う性に関する指導内容

身体計測、更衣、排尿や排泄場面等の事象をとらえて男女の体の違いに気付かせ、性器の大切さを知らせるとともに、排尿や排泄の習慣やエチケット、体や性器の清潔保持の習慣を身に付けさせる必要がある。

イ 心理的な発達に伴う性に関する指導内容

大人になると、性器や体つきが変わることや自分も少しずつ成長していることを知らせる必要がある。また、動物や赤ちゃんは父親・母親がいて生まれることに気付かせるとともに、自分の誕生の喜びを感じさせることが大切であり、性別による「男の子らしさ」「女の子らしさ」などの決めつけをしないように、「自分らしさ」を発揮できるようにする。

ウ 性別による人間関係から見た性に関する指導内容

日常の保育を通して、みんな仲良く遊ぶにはルールや約束ごとを守り、我慢したり、助け合ったりすることが大切なことに気付かせることが重要となる。人間関係のトラブルに際しては、性別によって体や行動の仕方に違いがあっても、それぞれ大切な存在であり、性別にかかわらず、仲良く助け合うことが大切なことを知らせる必要がある。

エ 社会的な面から見た性に関する指導内容

家族は性別にかかわらず互いにできる仕事を分担し、助け合って生活していることに気付かせ、自分も家族の一員として協力しようとする心情を育てることが大切である。

また、周りの人の気持ちを考えて、嫌がることをしてはいけないことを知らせる必要がある。幼児の言動をとらえ、テレビやマンガで見ることは現実ではないことに気付かせ、見たことを真似て、人が嫌がることを言ったり、したりしてはいけないことを知らせる必要がある。

さらに、最近の報道に見られるように、ベビーシッターや保育士など、本来子どもを保護すべき立場の者による性的な犯罪が発生していることから、性被害から幼児を守ることが重要な課題となっている。このため、家庭や地域、関係諸機関と連携し、安全な環境の確保に努めるとともに、幼児に対して、体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、その部分を含めて自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときは、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」などの具体的な対処法について知らせる必要がある。

小学校における性に関する指導の目標及び指導内容

1 性に関する指導の目標

小学校教育は6年間という長い期間であり、生涯の中でも心身の発育・発達の変化の著しい時期である。そのため、性に関する指導の目標も、学校教育における性に関する指導の目標を受け、発達の段階ごとに示す必要がある。

- ア 生命の誕生及び心身の発育・発達における男女差や個人差に関する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てる。
- イ 男女には体の特徴や発達段階などに違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知り、相手を思いやる心情や態度を育てる。
- ウ 家庭における役割は、性別にかかわらず分担し、互いに助け合うことが大切であることを知り、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定ができる能力や態度を育てる。

低学年における目標

- ア 男女の体の違いに気付くとともに、自分は父親・母親から生まれ、愛情と保護によって育てられたことを知り、自分を大切にしようとする気持ちを育てる。また、男女の性別による「男の子らしさ」「女の子らしさ」などの決めつけをしないように、性別による「らしさ」と異なる友だちを差別したり、いじめたりしてはいけないという態度を育てる。
- イ 男女の体の違いがあるが、人間として共に大切な存在であることを知り、性別にかかわらず仲良くしようとする態度を育てる。自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対処策を確認する。
- ウ 家族は互いに助け合って生活していることに気付き、家族の一員として協力していこうとする態度を育てるとともに、体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、家庭内であっても、自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないこと、嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認し、被害防止と被害後の対応を身に付けさせる。

中学年における目標

- ア 体のつくりや働きを理解するとともに、男女の体の違いや発育・発達の特徴を知り、互いに尊重し合う態度を育てる。
- イ 性別にかかわらず互いの違いや良さに気付き、互いに相手を尊重し、性別にかかわらず仲良く協力する態度を育てる。自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対処策を確認する。
- ウ 家庭の機能について理解し、家庭における自分の役割を自覚して行動する態度を育てるとともに、性別による役割分業の固定化を招かないように留意する。また、性情報を正しく受け止め、適切に行動しようとする態度を育てる。さらに、体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、家庭内であっても、自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないこ

と、嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認し、被害防止と被害後の対応を身に付けさせる。

高学年における目標

ア 心身の発育・発達には性別や個人によって違いがあることを知るとともに、生命の連続性や人の誕生について理解し、自他の生命を尊重する態度を育てる。

イ 性的指向は人によって違いがあることを知り、互いを尊重し、よりよい友だち関係を築こうとする態度を育てる。自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。

ウ 家庭や社会における個人の役割について考え、固定的な性役割にとらわれず、性別にかかわらず協力することの大切さを知るとともに、性情報や性被害、エイズに関することなどについて認識を深め、健康で安全な生活を営む態度を育てる。また、自身の性別を生まれ持った体の性別とは異なる性別として認識する人もおり、性自認の多様性について理解させる。

2 性に関する発達課題と指導内容

小学校段階は、性に関する発達が著しく、この時期の性の学習体験が将来の性意識や性行動に深く影響を及ぼすと考えられる。そこで、各発達段階における性に関する発達の特徴や児童が直面する課題を明らかにし、その課題を解決するためには次のような内容が考えられる。

ア 体の発育・発達に伴う性に関する指導内容

<低学年>

男女の体の違いに気付かせ、自分や相手を大切にしようとする心情や態度を育てることが大切である。また、人間の体にはいろいろな器官があり、それぞれが大切な働きをもっていること、性器は大切な器官であり、清潔にすることが大切であることを理解させる必要がある。また、男女の性別による「男の子らしさ」「女の子らしさ」などの決めつけをしないことや、そういった「らしさ」と異なる友だちがいることもあることを理解させる必要がある。

<中学年>

体の発育・発達の仕方や体つきには男女や個人によって違いがあることを知らせ、不安を解消する必要がある。また、女子に対して初経に対する心構えや月経の手当の仕方を習得させるとともに、生活上の配慮について理解させる必要がある。

<高学年>

思春期の体つきの変化や精通、月経の仕組みなどについて科学的に理解させる必要がある。また、心身の発育・発達には性別や個人によって違いがあることを理解させ、心理的な安定を図ることも大切である。特に、女子の場合は、初経への対応や月経の周期等、月経に関する不安の解消についてきめ細かく指導する必要がある。また、生殖可能な体になってくることに伴う妊娠のしやすさなどについては、児童の実態に合わせて、個別指導も含めて伝えることも考えられる。

男子については、6年生になると精通を経験する児童もおり、心理的に不安定になることもあるので個別指導が必要な場合もある。また、男女の性別による「男の子らしさ」「女の子らしさ」などの決めつけをしないことや、そういった「らしさ」と異なる友だちに対して、いじめたり差別したりしてはいけないことを伝える。

なお、第二性徴で夢精や自慰行為が始まる児童もいるので、「人前では行わない」「性器の清潔保持」等の知識を個別指導も含めて伝えることも考えられる。

イ 心理的な発達に伴う性に関する指導内容

<低学年>

動物の飼育や植物の栽培を通して生命の大切さを知らせるとともに、自分は父親・母親によって生まれ、愛情と保護によって育てられてきたことに気付かせることが大切である。

<中学年>

家族や友だちとの関係を通して自己を見つめ、他人を思いやる心を育てることが大切である。また、自分の良さや他人の良さに気付かせ、他人へのいたわりや思いやりの気持ちを育てるとともに、生命の誕生について簡単に理解させ、自他の生命を大切にしようとする態度を育てる。

<高学年>

二次性徴の発現や思春期における心の変化について理解を深めさせ、不安や悩みを解消させる必要がある。また、男女の体の特徴や、受精から出生までの仕組みについて理解させ、自他の生命を尊重する態度を育てることが大切である。

心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

ウ 性別による人間関係から見た性に関する指導内容

<低学年>

性別にかかわらず互いに仲良くし、助け合い、自他を大切にしようとする態度を育てることが重要である。このことは、将来の恋愛的人間関係の基礎を培う上で大切である。

<中学年>

性別にかかわらず相互に理解し合い、好ましい性意識を形成していくことが大切である。そのため、この時期には、性別によって体や物事に対する感じ方や考え方に違いがあるが、人間として同じであることを理解させ、性別にこだわらず、互いに理解し合い仲良く協力していこうとする態度を育てることが重要である。

<高学年>

思春期になると恋愛感情を持ったり、特定の人と親しくしたいという気持ちが生まれたりすることがあることを知らせるとともに、人には感じ方や考え方に違いがあることを理解させ、多くの友だち

とのかかわりの中で、相手の立場や気持ちを尊重しながら、よりよい友だち関係を築いていくことが大切なことを理解させる必要がある。なお、恋愛感情は異性に対して抱くことが多いが、同性に対して抱くこともあり、それは尊重されるべきことであることを伝える。

Ⅱ 社会的な面から見た性に関する指導内容

<低学年>

固定的な性役割に偏ることなく、家庭には様々な役割があり、家族が助け合って生活していることを理解させるとともに、家族の中の自分の役割を知り、自分も家族の一員として役割を分担していこうとする態度を育てることが大切である。また、生活の場が広がり、行動範囲が拡大し、それに伴って性被害に遭う機会も増大するため、性被害の防止についての指導が大切である。

児童に誘拐や性被害があることを知らせ、それを避けるための基礎的な行動や態度を身に付けさせる必要がある。

<中学年>

様々な家庭の形や、家庭によって異なる家族の役割を理解し、自分の家庭における家族や自分の役割について考え、自分も家族の一員としての役割を果たそうとする態度を身に付けさせることが大切である。また、マンガやテレビ、インターネットに接続できる携帯型ゲーム機等から得る性情報などの場面についても考えさせ、これらに対する懐疑的な心や態度を育てる必要がある。

<高学年>

性別の役割は固定的なものではないことを理解させるとともに、互いによさを認め合い、互いができる仕事を分担し、協力して生活していく態度を身に付けさせることが大切である。また、性被害の実態を知らせ、被害を避けるための態度や行動を身に付けさせる必要がある。何気ない言動が相手を傷つけることを知らせるとともに、いじめや性差別に対する人権感覚の基礎を養うことが大切である。

また、家庭と協力しながら性の商品化や人権について、適切に指導する必要がある。特に、人権に関してはエイズに対する偏見・差別が依然として存在し、社会問題となっていることから、エイズという病気のあらましを理解させ、エイズについて偏見や差別を持つことなく、正しい判断ができる能力と態度を育てることが大切である。

SNS で見えない相手とつながることの危険について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。

中学校における性に関する指導の目標及び指導内容

1 性に関する指導の目標

中学校段階は、心身の変化が最も激しく現れる時期であり、人格形成において一生の中でも重要な位置を占める時期である。この時期にいかに関与を受けとめるか、生きていく上でどのような行動の指針を形成するかは、自己の生涯に大きな影響を与えることになる。そして、自己をどのように受けとめるか、どのような価値観を持つかということは、言い換えれば、男性として又は女性としての自己や他者をどのように理解するかによって大きく左右される。

このような中学校段階の特性を踏まえ、総論編2で示した学校教育における性に関する指導の目標に即して、中学校の性に関する指導の目標を次のように設定することができる。

- ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、発達途上にある自己の性を受容し、自他を大切にしようとする心情や態度を育てる。
- イ 性別による心身の特質を基に互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てる。また、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択ができる能力や態度を育てる。
- ウ 性別にかかわらず人の生き方は多様であることを理解し、家庭や社会における期待される役割や自己の将来の生き方について考えるとともに、社会における性的な事象を見つめて、家庭や社会の一員として適切な判断や意思決定、行動選択ができる能力や態度を育てる。

2 性に関する発達課題と指導内容

中学校段階は、身体の発達が著しく、それに伴い性的な成熟が完成に向かう時期である。また、心理的にも大きな変化が現れる。自我に目覚め、恋愛や性行動への関心が高まるとともに、社会に目を向ける時期である。

このため、不安や悩み、葛藤が生じる時期である。したがって、自己の体の発育・発達や性的成熟への適応のための支援、社会の形成者としての適切な行動選択の能力を高めるための支援は、この時期において極めて重要である。

そこで、自身の性的指向や性自認を確認していくことを通して自己の存在を肯定的に受けとめ、自分らしさを形成していくこと、賢明な意思決定や行動選択の能力を高めしていくこと、社会に適応するための適切な価値観を形成し、適応のための表現力を身に付けることなどが、支援の視点として考えられる。

とりわけ、中学校段階以降は、自己の進路や人生の展望が現実の課題となる時期である。また、体の発育・発達とともに性衝動が発現し、性行動が活発化する時期でもある。このような時期に自己を肯定的に受けとめ、性に関する価値観、例えば他者との性行動に関しては相手の同意を得ることの重要性といった行動規範や性交・避妊等を含む生殖と性に関する健康と自己決定権の尊重などの人権意識等をどのように形成するかは、重要な発達課題の一つである。

つまり、中学校段階以前には、家族や友だち、インターネット情報等の影響を受けつつ、それぞれの間観や人生観の基礎が形成されてきたが、それを自己の現実的な問題として再構築する時期が中学校段階であるといえる。

したがって、この時期に自己のあるべき姿を深く追求していくことは、一人ひとりの豊かな人格の形成に大きな意味を持つものである。生徒一人ひとりが、社会の一員としての責任ある行動を自己に課し、役割を遂行しようとする態度を確立するとともに、行動を選択するに当たっての規準となる適切な価値観や倫理観を身に付けていくことが、この時期の重要な課題であるといえる。

さらに、こういった課題を解決していくためには、いかに他人と協調しつつ、自己の価値観に即した生き方をしていくかという実践的な能力と態度の獲得が必要となる。この場合、性別の視点から見た自己像及び異性像の中に、固定化された性別役割分業意識や男尊女卑といった偏見や差別観を排する人間尊重の精神が貫かれていることが、特に重要である。

また、この時期には、自己の性行動に関して、社会的な風潮に流されたり、周囲の仲間の行動の模倣に走ったりすることなく、適切な情報を自ら選択し、自律的に行動できる力を獲得することが求められる。

このように、人間の性にかかわる幅広い学習を通して、自己の性にかかわる適切な価値観や行動規範を確立し、人としての在り方、生き方について自己の考えを深めていくことが、この時期の重要な発達課題である。

このような中学校段階の性に関する発達課題を的確に把握し、思春期への理解を深め、以下の内容について適切な指導や支援を行う必要がある。

ア 体の発育・発達に伴う性に関する指導内容

(ア) 二次性徴について

人は思春期になると成人の体へ変化していく。その男女の体の発育・発達には男女や個人によって違いがあることを理解させ、不安や悩みを克服させる。なお、男女の体の発育・発達には違いがあっても当然であり、他人を比較して差別的な言動をしたり、優劣を感じて自ら悩んだりする必要はないことを明確に伝える。また、二次性徴の発現は心理的な問題に深く関係していることから、人間関係における配慮も必要であることを理解させる。

(イ) 月経・射精について

中学生になるとほとんどの生徒が初経・精通を経験する。そこで、この時期に自己の性のみではなく異性についても、その生殖機能と発達の仕組みについて理解させる。それが、自他ともに尊重するという人間観の基盤を築く基礎的な情報となる。また、性衝動にかかわる悩みの解消や克服を図る必要がある。

なお、「月経」については、PMS（月経前症候群）なども含めて、女性の体に起こることを男子生徒にも理解できるように科学的に伝える。

(ウ) 生殖の仕組みと生命誕生について

生殖の仕組みと生命誕生の経過を理解することにより、自他の生命を尊重する態度を育てるとともに、性行動についての理解を深める。なお、性行動については、男女の人間関係の問題であ

るので、月経、射精、性衝動及び生命誕生の理解を深めた上で、男女の人間関係の題材で扱うのが妥当である。

また、避妊の方法や性感染症の予防については、コンドームやピルといった手段についての情報を適切に提供することも考えられる。

イ 心理的な発達に伴う性に関する指導内容

(ア) 思春期の心理的特徴について

中学校段階は、自我の目覚めとともに、心理的離乳へ向かう多様な心理的变化が見られる。保護者や教師への反抗、承認欲求、自己顕示欲、自信と不安の^{ふくそろう}輻輳した感情、理想と現実の中での葛藤、仲間との強い連帯感、自己の容姿へのこだわりや恋愛への関心など感情の起伏が激しく、心理的安定を図る必要がある。

心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

なお、心理的な悩みを身近な人には相談できず、SNS 上で打ち明ける行為はよく見られるが、それに付け込んだ者から「グルーミング」(てなづける)の標的にされ、性的な画像の送信要求やそれに基づく脅迫、呼び出し、性行為の強要といった犯罪の被害に巻き込まれるケースが後を絶たない。インターネット上ではなく現実の人への相談が難しい場合でも、不特定多数の人が見る SNS 上へのつぶやきではなく、相談できる安全な民間団体や相談窓口を紹介するなど、予防策を講じることが必要である。

(イ) 性にかかわる不安や葛藤について

中学校段階は、心理的に不安定な状態になりがちである。よって、性に関する不安や悩みへの対処や克服のための支援や相談活動が必要となる。

(ウ) 性衝動と性行動について

中学校段階は性的成熟に伴い、性衝動による異性への関心や接近欲が高まることを知らせ、性に対する健康で肯定的な概念形成や社会的に適応する適切な性行動等について、理解を深めさせる必要がある。

ウ 性別による人間関係から見た性に関する指導内容

(ア) 多様な人間関係について

人間関係は、その成り立ちによって多様であることに気付かせる。人の一生においては、友人、恋人、サークルやクラブの仲間、職場の同僚、地域の人々など様々な人間関係があることを理解させる。そして、それぞれにおいて豊かな人間関係を築くためには、人間尊重・誰もが平等であることを基盤とした関係が重要であることに気付かせる。また、性役割における性差別等の学習と関連させて、人間関係は相手との間柄やその時の状況によって様々な在り方が考えられることを理解させる。

(イ) 特定の人物との関係について

恋愛関係には過程があり、その過程において、互いの人格を尊重し、相互理解を深めていくことが大切であることを気付かせる。また、そのためには、人の愛情の表現や感じ方は、相手との関係や自己の置かれた状況によって多様であることを知らせ、自分勝手な考えや感情から相手にいやな思いをさせたり、困らせたりしないことが大切であり、エチケットやマナーが必要なことを理解させる。

性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

(ウ) 性行動について

人間の性行動が多様であることを知らせ、そこには心の動きが深く関わっていることを理解させる。

なお、性行動においては、行為の結果について正しい理解を促し、結果に伴う責任についても認識させる。性行動における相手の同意を得ることの重要性、性交や避妊に関しては、個々人が自ら決定権を持ち、尊重すべきものであり、真に同意が得られない場合は性交するべきではない、という行動規範や自らの尊厳を守ることの重要性も理解させる。

Ⅱ 社会的な面から見た性に関する指導内容

(ア) 性役割について

旧来の固定的性役割観が今もなお、男性観、女性観、家庭観、職業観、人間関係等に影響を与えている場合があるが、このような価値観は個人の選択の自由を狭める一面があるため、これにとらわれることなく人生を切り開いていくことの重要性を理解させる。

男女の人間関係の歴史的経緯について考えさせるとともに、家庭や学校生活における旧来の固定的な男女の役割など身近な生活の場から見直し、広く社会にまで目を向けさせ、社会的視野を育て、社会における自分の役割や将来の生き方について性別にとらわれない考え方を身に付けさせ、生涯にわたってよりよく生きていく上での基礎を築かせる。

(イ) 性の情報環境について

中学校段階ともなると、性についての生理学的な知識のみならず、性行動や避妊等についてかなり具体的な知識を持っている。しかし、その情報はインターネットや友だち等から得たものが多く、そこには誤った情報も多いと考えられる。

また、この時期は性感染症としてのエイズに関する知識や理解について必ずしも正確ではないことから、エイズ患者等に対する偏見や差別につながっている場合がある。さらに、中学生は、インターネットや SNS など、誇張された性情報に触れる機会が多く、性別による自己認識や恋愛観に歪みを生じる恐れがある。その結果、人間の性や相手との関係について誤ったとらえ方をすることも考えられる。

このように、中学生の性心理や性行動、性に関する価値観の形成等にインターネットからの情報や社会の世相の与える影響は極めて大きい。

そこで、インターネットの性情報には営利目的の興味本位の内容が含まれていることを理解し、相手の同意を得ずに行う性的行為が肯定的に描かれているものはフィクション（虚構）であって、真似たり手本としたりしてはならないという適切な認識を与えるなど、情報に対する賢明な選択能力と人間の性への正しい認識を深めさせることが大切である。

(ウ) 性的な問題行動や被害の防止について

中学校段階は性的成熟が豊かで、最近では性的対象として性被害に合うことが多くみられる。また、多様な性情報に刺激されて性加害者となることもあり、性被害、性加害の防止について扱う必要がある。

特に、オンラインによる性的画像の送信要求は、近年新たに犯罪行為として罰則の対象となっており、(交際中を含め) どのような関係であっても要求すること自体が犯罪に当たるという法的な知識を与える必要がある。あわせて、そのような要求を受けた場合は、その時点で犯罪の被害として迷わず相談するよう促す必要がある。

また、性風俗産業に接近することや、いわゆる援助交際や売春など、不特定多数の者と性的行為を重ねることは、性犯罪の被害や望まない妊娠、性感染症への罹患に繋がりがねない危険な行為である。一方、「児童買春」は法的にも倫理的にも許されないことであり、この対象となることは性的搾取の被害者となることでもある。行為の危険性と生徒の被害者性を理解させる必要がある。また、これらの行動の背景には、家庭の困窮や親子関係の不調、児童虐待といった家庭の問題が存在し、問題行動自体が「SOS」である可能性も高い。そのことに気づき、傾聴し、適切な支援に結び付けることが大切である。

高等学校における性に関する指導の目標及び指導内容

1 性に関する指導の目標

高校段階は、体の発育・発達には個人や男女によって違いがみられるが、高校生の後期にはほぼ成人と変わらなくなり、性機能も成熟して、心理的な発達も著しくなる。自分の生き方や社会とのかわり方について真剣に考え始めるのもこの時期であり、自分を知り、主体的な判断や行動ができるようになることが重要である。

また、性的同意を得ることの重要性、妊娠・避妊・出産・人工妊娠中絶、性感染症予防、不妊、といった性と生殖の健康や権利に関する情報を的確に伝え、選択肢があることを示し、これを実現する権利が個人にはあること、これらの意思決定は性的な尊厳を守るために尊重されるべきものであることを伝える。なお、指導者はパートナーと行う健康で幸福な性的行動には相手の同意が不可欠であること、性交は高度なコミュニケーションであり、相手の同意を誤りなく認識し、自分の同意（不同意）を的確に伝えるスキルの重要性、性に関わる意思決定には法的責任が伴うことなども踏まえて指導する。

このような高校段階の特性を踏まえ、総論編2で示した学校教育における性に関する指導の目標に即し、高等学校における性に関する指導の目標を次のように設定することができる。

- ア 心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について理解を深めるとともに、それらを科学的・総合的に理解し、自他の性に対する認識を深め、人間としてより適切な行動を選択しようとする態度を育てる。
- イ 性別による心身の特質と人間としての平等性について認識を深め、互いに人格を尊重する心情や態度を育てる。また、将来を見通して、望ましい人間関係を築いていくため、より適切な意思決定に基づく行動選択の能力や態度を育てる。
- ウ 社会における自己の役割と責任について自覚を促すとともに、将来の生き方について自分の考えを確立する。また、性の文化や社会的な意味を理解するとともに、誰もが平等であること、人間尊重の精神を基盤とする性の望ましい価値観を確立し、適切な意思決定や行動選択ができる能力や態度を育てる。

2 性に関する発達課題と指導内容

高校段階になると、体の発育・発達や性的な成熟度はほぼ完成に近づくが、発育の仕方や発達の程度には男女や個人によって違いがみられる。したがって、これに伴う不安や悩みを解消できるように支援することが必要である。特に、性衝動については、身体的な面からだけでなく、社会的な性の風潮による影響も考えられるので、自分の成長の過程を理解するとともに、状況を適切に見極める判断力が必要になる。

ア 体の発育・発達に伴う性に関する指導内容

体の発育・発達について科学的に理解させるとともに、個人差があることを十分に認識させる必要がある。

イ 心理的な発達に伴う性に関する指導内容

自分や異性の成長の過程をよく知り、性別による生理的、心理的な違いを理解するとともに、各自が性への価値観を確立できるよう指導する必要がある。あわせて、一人の人間としての在り方、生き方を重視した指導も必要である。

人に言えない悩みを SNS 上でつぶやくことにより「グルーミング」(てなづける)の標的にされ、性的な画像の送信要求などの犯罪の被害に巻き込まれるケースが後を絶たない。安全な民間団体や相談窓口を紹介するなど、予防策を講じることが必要である。

心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。距離感が守られないとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

ウ 性別による人間関係から見た性に関する指導内容

恋愛的人間関係の在り方を考えるには、性別による相互理解が大切である。性別による生理的、心理的な違いについて正しく理解させ、互いの人格を尊重し合わなければならないことを認識させる必要がある。自分にとって性をどう受け止めるかが、その後の生き方や行動形式を左右していくことから、互いに恋愛相手の人格を尊重し、思いやりのある態度がもてるように指導する必要がある。

また、好ましい人間関係を築く上で、人間尊重や性別に関わらず誰もが平等であるという精神に基づき固定的な性役割や性観念にとらわれないことも大切である。特に、高校段階には、恋愛感情が芽生えて、単なる仲間というだけでなく、特定の人物と親しくなりたいという欲求が高まることがある。このため、恋愛を育むには多くの過程があり、その過程が大切であることを理解させる必要がある。互いの立場や考えを尊重し合い、自分の意思を相手にはっきりと伝えられる自立した関係を育てるとともに、性行動に対する賢明な意思決定や行動選択の能力や態度を身に付けさせることが重要である。

エ 社会的な面から見た性に関する指導内容

近い将来、社会を担う一員として、結婚や次の世代を育てる場である家庭について、従来の固定的な性役割観にとらわれることなく、パートナーの個性を理解し、人格を尊重する関係を築くことが大切なことを理解させ、自分なりの結婚観や家庭観がもてるようにさせることが重要である。

性と人権に関しては、人間尊重、性別にかかわらず誰もが平等であるという精神が、性にとどまらず、社会生活を送る上での基礎・基本であるという認識を徹底させる必要がある。

また、セクシャル・ハラスメントなど、自分に意識がなくても相手が不快に感じれば、性の差別や偏見になるということも理解させておくことが大切である。エイズに関しては、誤った知識や情報によって、エイズ患者に対する不当な偏見や差別が起きている現状を認識させる必要がある。エイズの歴史的な背景や現状について認識させるとともに、感染経路や予防について正しく理解させることが大切である。

現代は、性に関する観念やモラル、価値観が変化し、多様化している状況にあるが、インターネット上の性情報には営利目的の興味本位の内容が含まれていることを理解し、相手の同意を得ずに行う性的行為が肯定的に描かれているものはフィクション（虚構）であることを認識させるなど、性情報を適切に見極め、性に関する様々な社会事象に主体的な判断ができる能力や態度を身に付ける指導が必要である。特に、オンラインによる性的画像の送信要求は、近年新たに犯罪行為として罰則の対象となっており、（交際中を含め）どのような関係であっても要求すること自体が犯罪に当たるという法的な知識を与える必要がある。あわせて、そのような要求を受けた場合は、その時点で犯罪の被害として迷わず相談するよう促す必要がある。

また、性風俗産業に接近することや、いわゆる援助交際や売春など、不特定多数の者と性的行為を重ねることは、性犯罪の被害や望まない妊娠、性感染症への罹患に繋がりがねない危険な行為である。一方、「児童買春」は法的にも倫理的にも許されないことであり、この対象となることは性的搾取の被害者となることでもある。行為の危険性と生徒の被害者性を理解させる必要がある。また、これらの行動の背景には、家庭の困窮や親子関係の不調、児童虐待といった家庭の問題が存在し、問題行動自体が「SOS」である可能性も高い。そのことに気づき、傾聴し、適切な支援に結び付けることが大切である。

性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デートDV、SNS で見えない相手とつながることの危険性、セクシュアルハラスメント、JK ビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようにする。二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようにする。

障がいのある児童・生徒等に対する性に関する指導の目標及び指導内容

1 性に関する指導の目標

障がいの有無に関わらず、性に関する指導の目標は同じである。しかし、その障がいの状態や程度に応じて、障がいを克服し、共に生きる社会の一員としての自覚を高め、社会的自立を促すようにすることが大切である。このため、障がいのある児童・生徒等に対する性に関する指導の目標は障がいの種別や状態に応じて設定する必要がある。

なお、障がいの態様に関わらず、抵抗力や意思疎通において脆弱な部分があるため、どの学齢期であっても、体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、家庭内外を問わず、自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないこと、嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認し、被害防止と被害後の対応を身に付けさせることが大切である。

2 性に関する発達課題と指導内容

性に関する発達課題は、基本的には障がいの有無に関わらず同様である。したがって、指導内容も他の学校種に準じたものになるが、障がいの状態によっては、身の周りのこと等を自分で行うことが困難であったり、判断力が十分に育っていなかったりすることなどから、自分の力を発揮できない児童・生徒等もいる。障がいのある児童・生徒等に対する性に関する指導は、障がいの状態や特性及び学校の実態に即して、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間、さらには自立活動等の日常活動にも組み入れ、個に応じた課題が達成できるようにする必要がある。また、障がいの種別によっては、コミュニケーションの手段や情報の伝達方法に工夫が必要である。加えて、教材や教具についても障がいの種別や程度に応じて、十分に配慮する必要がある。

ア 心身の発育・発達に伴う性に関する指導内容

知的発達に障がいのある場合には、自他の性の認識が難しかったり、身辺自立の面で課題があったりすることがある。そのことから、性について強い関心をもっているのではないかと誤解されたり、性的な被害者になったりすることがある。

これらのことを踏まえて、各学校種における指導内容を基本に、児童・生徒等の障がいの状態に応じて指導内容を選択することが必要である。

イ 性別による人間関係から見た性に関する指導内容

各学校種の指導内容に基づいて指導を進めることとなるが、障がいの状態によって、自己表現がうまくいかず、相手に誤解を与えたり、不適切な行動をとったりする児童・生徒等がみられるので指導に当たっては配慮する必要がある。

ウ 社会的な面から見た性に関する指導内容

障がいのある児童・生徒等は発達段階や障がいの程度に応じて、将来にわたって自己実現が図れるよう、性別による役割や責任、生き方などについて考え、互いに尊重し合い、認め合う心情や態度を育てることが大切である。

なお、障がいがあることによって、意思表示の難しさや相手の意図を理解することの難しさが存在するため、性暴力の被害者として狙われる可能性は高いと考えられる。

特に幼児期では、自分の体のどこを守るべきか、そこに触れたり見ようとしたりする者がいた場合に明確に拒否することの重要性や大人に必ず相談することの必要性を分かりやすく伝えておくことが大切である。

また、相手の体に触れるときは、相手の同意を得る必要があることや、相手との距離感が近すぎると不安を感じる人もいるので、適切な「距離感」を保つように伝えることも大切である。

なお、第二次性徴で夢精や自慰行為が始まる児童・生徒もいるので、「人前では行わない」「性器の清潔保持」等の知識を個別指導も含めて伝えることも考えられる。

3 障がい種別の特性による性に関する指導の実施上の配慮事項

性に関する発達課題と指導内容は先に述べたように、障がいの有無に関わらず同様であるが、性に関する指導を実施する場合には各障がい種別の特性を十分踏まえた上で、指導内容の選択や方法を考慮していく必要がある。

ア 盲学校における性に関する指導の実施上の配慮事項

(ア) 盲学校における性に関する指導の特性

知識の量や質、心身の発育・発達の状態等の個人による違いが大きいことを念頭に置き、児童・生徒等の実態を把握し、個に応じた指導を充実することが大切である。

(イ) 各発達段階における指導上の配慮事項

盲学校の児童・生徒等は、見える範囲であるいは耳からの情報を頼りとして、自己のセクシュアリティを形成している。このため、指導に当たっては、児童・生徒等の実態を十分に把握する必要がある。

(ウ) 教材選択に当たっての配慮事項

実物に即した、より具体的な教材の開発と工夫が大切である。また、盲学校では心の成長を促す教材として、国語をはじめとした読み物を教材として用いることも有効である。

イ ろう学校における性に関する指導の実施上の配慮事項

(ア) ろう学校における性に関する指導の特性

障がいの程度や性に関する発達について個人差が大きいため、個に応じた指導が重要となる。特に、社会には性に関する情報が氾濫しており、性について誤った意識や考えに陥ることなく、正しい理解と判断ができるよう、一人ひとりの実態に応じた適切な指導が必要である。

(イ) 各発達段階における指導上の配慮事項

ろう学校では、少人数で授業が進められている場合が多いので、児童・生徒等の実態を十分に把握し、個別指導を充実させることが大切である。

(ウ) 教材選択に当たっての配慮事項

動画資料などの視聴覚教材が有効であるが、音声によるものが多く、字幕の入った教材は少ない。やさしい言葉で字幕を挿入して使用するなど、言葉の理解への配慮が必要になる。

また、地域の保健所や医療機関、心身障がい者福祉センターなどの専門機関から、教材についての助言を得ることも大切である。

ウ 知的障がい者を教育する特別支援学校における性に関する指導の実施上の配慮事項

(ア) 知的障がい者を教育する特別支援学校における性に関する指導の特性

知的障がいの児童・生徒等に対する性に関する指導は、児童・生徒等の障がいの状態や各学校の実態を考慮し、人格的発達を促していくための教育活動の一環として、全教育活動を通じて体系的・計画的に行う必要がある。特に、性に関する指導を通して、日常生活の基礎的・基本的事項について身に付けさせるとともに、自己の性についての認識や、他者への認識を深めることが大切である。さらに、児童・生徒等の心身の発育・発達に応じて、社会性や豊かな人間関係を育て、生命の尊さに気付かせ、将来を積極的に生きていこうとする意欲や態度を育てることが重要である。

体には守るべき大切な部分（水着を着ると隠れる部分）があり、家庭内外を問わず、自分だけの大切なところは見せたり、触らせたりしてはいけないこと、他の人の大切な部分も勝手に見たり、触ったりしてはいけないこと、嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認し、加害・被害防止と被害後の対応を身に付けさせる。

心と体には距離感があるという認識を身に付け、可能であれば、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。

(イ) 各発達段階における指導上の配慮事項

障がいの状態に応じて、重点化を図ったり、個別化を図ったりするなど指導に工夫が必要である。また、学習した内容が日常生活で実際に活かせるよう繰り返し指導する必要がある。

(ウ) 教材選択に当たっての配慮事項

理解力に個人差が大きいいため、個に応じた多様な教材を準備することが求められる。用語についても、難解なものは避け、児童・生徒等が理解したり、イメージしたりしやすいように工夫する必要がある。

また、絵図や模型、視聴覚教材などできる限り具体的な教材を用いることが大切である。市販されている教材を児童・生徒等の実態に合わせて加工したり、新たに独自に教材を開発をしたりすることも必要である。

工 肢体不自由者を教育する特別支援学校における性に関する指導の実施上の配慮事項

(ア) 肢体不自由者を教育する特別支援学校における性に関する指導の特性

肢体不自由の児童・生徒等の中には、障がいがあることによって性について、様々な不安や悩みを抱くことがある。例えば、自分自身の障がいの理解と受容の程度が、自己の二次性徴を理解したり受け入れたりすることに大きく影響し、そのために悩むことがある。また、自己の性についての認識が希薄な児童・生徒等も存在する。このように、肢体不自由の児童・生徒等の性に関しては実態が多様であり、一人ひとりの実態に即して、個々に応じた指導が必要である。

(イ) 各発達段階における指導上の配慮事項

障がいを克服し、自立を果たすことを目指すことに主眼を置くことが大切である。指導の過程では、障がいがあるために生ずる児童・生徒等の悩みや葛藤を予測し、それを乗り越えるための指導・支援をすることが必要である。

オ 病弱者を教育する特別支援学校における性に関する指導の実施上の配慮事項

(ア) 病弱者を教育する特別支援学校における性に関する指導の特性

病気療養中の児童・生徒等の中には、自分自身の身体や性の発達、病気そのものについての不安や悩みをもつ者が多い。

また、近年の医学の進歩等により、繰り返し入院しても、一回の入院期間の短期化が図られるなど疾病構造が大きく変化してきており、教育的対応もこれに応じた工夫が求められている。したがって、性に関する指導においても、児童・生徒等一人ひとりの病気の状態や発達段階等を踏まえ、個別の指導計画のもとに学部や学年の年間指導計画に合わせながら指導を行うが、入退院が多いため、個別の指導に一貫性を保つことが困難な場合がある。こういった場合には、発達段階に応じた教材を各自にもたせ、年度途中の入退院の場合にも継続的な指導が行われるよう配慮することが大切である。

(イ) 各発達段階における指導上の配慮事項

指導の過程では、医師や看護師など医療機関のスタッフや家族と十分な連携を保ちながら、児童・生徒等の悩みや葛藤を考慮することも大切である。

(ウ) 教材選択に当たっての配慮事項

性に関する指導を年間指導計画に沿って行うことが重要であるが、入退院が激しい場合には、発達段階に応じたテキストや動画資料による教材を用意し、一人ひとりの児童・生徒等の必要に応じて指導を展開することも大切である。そのためには、短時間で指導できる教材を活用するなどの工夫をすることも重要である。

5. 学習指導要領における性に関する指導の取扱い

1 学習指導要領における位置付け

性に関する内容を含めた健康に関する指導は、児童・生徒の実態や課題に応じて、**教育活動全体を通じて各教科等において、関連付けて指導すること**になっています。

① 総則【小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）第 1 章 総則第 1 の 2 (3)】※中学校、高等学校においても同様

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間（高等学校は総合的な探究の時間）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【小学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年 7 月）抜粋】

II 学習指導要領における性に関する指導の取扱い

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。

（略）

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第 1 章総則第 4 の 1 (1) に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

【中学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年 7 月）抜粋】※高等学校においても同様

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第 1 章総則第 4 の 1 (1) の（高等学校は第 1 章総則第 5 款 1）に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

2 特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導

特別な配慮を要する児童・生徒への指導について、学習指導要領には以下のように示されています。中学校、高等学校の学習指導要領においても、同様の内容が示されています。

【小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 第 1 章 総則 第 4 の 2 特別な配慮を必要とする児童への指導）】

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応等や、日本語の習得に困難のある児童への通級による指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

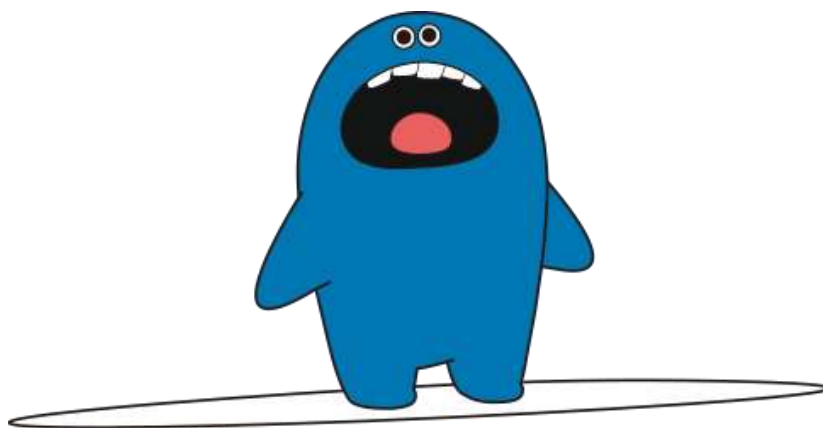
中学校では、これらに加えて以下に該当する生徒についても配慮が必要です。

【中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）第 1 章 総則 第 4 の 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導】

(4) 学齢を超過した者への配慮

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を超過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を超過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第 2 章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を超過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。



6. 学校における性に関する指導計画

指導計画の作成

学校における性に関する指導計画には…

- ア その学校の包括的な教育計画の一環として作成される性に関する指導の**全体計画**
- イ 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等及び生徒指導の内容や指導の機会、方法、時期などを具体的に示す**年間指導計画**
- ウ 1単位時間を基本とした**主題ごとの指導計画**

等が考えられる。

全体計画

学校の教育目標のもとに策定された性に関する指導の全体構想に基づいて、その基本目標や方針を示すとともに、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等及び児童・生徒指導における指導の全体像を示す総括的な計画である。

全体計画の作成に当たっては、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等における性に関する内容を明らかにし、相互の関連を図りつつ学校全体の性に関する指導が適切に行われるよう計画する必要がある。

全体計画の内容には、次のような事項を示す必要がある。

- ア 教育目標や指導の基本方針
- イ 性に関する指導の目標
- ウ 各教科における性に関する内容と指導に当たっての方針及び特別の教科、特別の教科 道徳、における性に関する内容と指導に当たっての方針
- エ 特別活動における性に関する内容と指導に当たっての方針
- オ その他の時間等における性に関する内容と指導に当たっての方針
- カ 生徒指導及び相談活動等における性に関する内容と指導に当たっての方針
- キ 家庭、地域等との連携により実施する性に関する指導に関する事柄
- ク 性に関する指導の研究推進組織と各教職員の役割
- ケ 性に関する指導を進めるための情報、環境等の整備

年間指導計画

全体計画に示される内容ごとに教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等の領域や単元、指導学年、指導のねらい、指導に当たっての留意点や必要な教材・教具などを具体化し、それぞれの性に関する学習や指導が適切、円滑に行われるよう工夫する必要がある。

性に関する指導の年間指導計画に示される事柄としては、次のようなものが考えられる。

ア 各学年の基本方針

性に関する指導の全体計画に基づき、それぞれの学年ごとの性に関する指導の基本方針を具体的に示す必要がある。

イ 各学年の年間を通じての指導の概要

各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等、その他の時間における性に関する指導の概要を示す必要がある。

この場合、各教科等における指導に必要な次の事柄について、具体的に示すことが望ましい。

- ・ 題材（主題）名と題材（主題）設定の理由
- ・ 指導の時期
- ・ 指導のねらい
- ・ 指導展開の大要と指導、支援等の方法
- ・ 教材、教具及び参考資料





7. 各教職員の役割

学校における性に関する指導を効果的に進めるに当たっては、全教職員がそれぞれの役割や相互の協力、連携の仕方などについて理解しておくことが大切である。学校の規模や実態などによって異なる点もあるが、性に関する指導における各教職員の一般的な役割としては、次のようなことが考えられる。

ア 校長・副校長・教頭

校長・副校長・教頭は管理職として学校全般の経営や運営に当たることから、性に関する指導の意義や課題などについて十分理解、把握した上で、児童・生徒等の状況を踏まえながら、学校としての性に関する指導の基本方針を明らかにするとともに、全校をあげての推進を図る役割がある。

また、性に関する指導の推進状況等を常に把握し、関係組織や教職員に対して必要な指導・助言を与えることや、指導のための環境や条件の整備を行うことも重要な役割である。

さらに、学校を代表して家庭、地域等との協力や連携を図るとともに、学校経営、運営に当たっては、学校内において男女平等や人権尊重の精神が醸成され、具体化されるように努めることも大切である。

イ 教務担当グループリーダー

教務担当グループリーダーは、性に関する指導が校長の方針に沿って全校をあげて適切に実践されるよう、その計画立案や他の教育活動との調整などを行う役割がある。また、特別活動やその他の時間などにおいて、性に関する指導に必要な機会が確保できるよう努めることも大切な役割である。

さらに、研究主任等とも協力し、校内での必要な研修を企画、実施するなど、組織的な指導力の向上を図ることも期待される。

ウ 生徒指導担当グループリーダー・教育相談担当者

生徒指導担当グループリーダーや教育相談担当者は、児童・生徒等の意識や行動などの状況を的確に把握し、主として生徒指導における性に関する指導の企画や実施の中心者として、集団を対象とした指導や個別の指導、相談活動など、児童・生徒等に対する性の適応への支援や性に関わる問題行動などへの指導・支援などが適切に行われるよう努めることが期待される。

エ 学校保健担当グループリーダー

学校保健担当グループリーダーは、学校保健計画を作成し、実施するに当たっては、特に児童・生徒等の性の健康的な発達が促されるよう努める役割がある。

また、養護教諭と協力し、学校保健委員会等を通じて家庭や地域関係機関などと連携を図ったり、性の健康に関する情報などを教職員や児童・生徒等に提供したりすることも期待される。

オ 養護教諭

養護教諭は、専門性を生かし、性に関する指導の計画立案や教職員の研修などに積極的に協力することが求められる。そのため、保健室の機能を通じて得られる児童・生徒等の性に関わる様々な情報などを整理し、それらが学校全体で行われる性に関する指導や個別的な指導に適切に反映されることが期待されている。

また、養護教諭が行う健康相談活動（ヘルスカウンセリング）が重要視されていることから、児童・生徒等の様々な訴えに対して、性に係る問題の観察、その背景の分析、解決のための支援や関係者との連携などを進め、児童・生徒等の心身両面にわたる健康相談活動を実施することについて、積極的な役割が期待される。

さらには、担当教諭とチームを組んで性に関する指導を行うなどの役割も期待される。

カ 研究担当グループリーダー

研究担当グループリーダーは、年間の校内研修計画に性に関する指導に関わる教員研修を位置付けたり、研修の内容を充実したりするなど効果的な運営に努める役割がある。

キ 学年リーダー

学年リーダーは、担当する学年において、計画された性に関する指導が適切かつ効果的に行われるよう、関係する組織や担当者との調整を図る役割がある。

また、日ごろから学年の中で人間尊重や男女平等等、好ましい人間関係などが醸成されるように努めること、学年通信や学年保護者会などを通じて、学校と家庭、保護者等との連携、協力が進むようにすることなどが期待されている。

ク 教科担任・学級担任

教科担任や学級担任は、担当する教科や学級において、指導計画に基づいた指導を行う。担当する教科における性に関する内容の指導に当たっては、学校としての性に関する指導の方針やねらいに照らし、効果的な指導展開がなされるよう、創意工夫を重ねることが求められる。

また、学級経営に当たっては、学級の雰囲気や児童・生徒等の学校生活が、性に係る意識や行動の形成に大きく影響するものであることを理解し、人間尊重、男女平等などの性に関する指導の理念が具体化するように努めることが求められる。

ケ その他

学校における性に関する指導は、専門的、生理的な知識や避妊等の技術的な内容を指導する必要がある場合がある。この場合には、学校医等の専門家の協力を得ることによって効果を挙げることができる。また、性の逸脱行動については、心の健康問題にも関係するものと考えられるものも多いことから、この場合には、スクールカウンセラーや学校医などの協力を得ることも大切である。

8. 人権教育

文部科学省は、「人権教育の指導法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の中で、「人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。全ての人は自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うことを意味することになるのである。」と提示している。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されない人権侵害である。現在及び将来にわたり子どもたちの安全・安心を守るためには、性被害・加害を防ぐための発達段階に応じた適切な教育・指導の充実を図るとともに、性犯罪・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要である。

国が令和2年に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」においては、「子どもたちを加害者にも・被害者にも・傍観者にさせない教育」を推進するために、「生命（いのち）の安全教育」を、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れることが求められている。

また、平成30年（2018年）には、国連より「女性に対する暴力が生まれる背景には女性の人権を軽視する傾向がある」と指摘があった。さらに、「第5次 男女共同参画基本計画」の第5分野【女性に対するあらゆる暴力の根絶】では、「命の尊さを学び、生命を大切にする教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子どもの発達段階に配慮した教育の充実を図る」と具体的な取組として挙げられおり、性暴力・性被害の背景にある性差別意識の解消を求めている。

このような背景を踏まえて、授業では、最初から「性暴力とは」と入るのではなく、「誰しも心と体は自分のものであって、尊重されるべきである。」といった概念や、「よい人間関係とは、どういうものか。」といった基本的概念を丁寧に学び、人と人との支配的な力関係やジェンダーに関する固定観念といった、性暴力・性被害の背景について理解することが大切である。

実際に授業を行うにあたっては、クラスの中に被害児童・生徒等がいるかもしれないことを想定して行う必要がある。被害を受けたことがある、あるいは現在進行形で受けている児童・生徒等にとっては、授業の内容そのものが二次被害を生む可能性もあることに留意しなければならない。

そのため、授業の内容について周知した上で、参加したくない児童・生徒等は参加しなくてもよいことや、途中で退出してもよいこと等を伝えるといった配慮が必要である。

「生命（いのち）の安全教育」は、児童・生徒等が性暴力・性被害の背景や構造を理解して、自分の問題として、加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための行動に移せるようになることが目的である。そのためにも、授業の際には、児童・生徒等と対等な目線で伝えることを常に意識し、高圧的な表現を避け、決めつけた指導にならないよう心掛けるなどの配慮が必要となる。授業の実施に当たっては、教職員が性暴力の基本的な知識だけでなく、被害を受けた児童・生徒等の心身にどのような影響を与えるのか、また、被害児童・生徒等への対応等についても研修を行う必要がある。

また、教職員が性暴力の被害を受けた児童・生徒等への指導・対応をする際には、性被害・性暴力による

トラウマをしっかりと理解し、被害児童・生徒等への対応等が十分配慮の行き届いたものとなることが重要である。

(1) 児童・生徒等の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

学校における人権教育への取組に際しては、児童・生徒等が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。

【参考】発達段階に即した人権教育の指導方法

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」より

1：幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自体が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2：小学校1～3学年

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3：小学校4～6学年

言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4：青年初期（中学校段階）

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まる。他者との関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよしとし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5：青年中期（高等学校段階）

生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充する。個人差はあるが、抽象的な概念操作もできるようになり、複雑な思考も可能になる。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期である。

また、社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解できるようにもなってくる。

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

なお、青年中期より後の段階の者を対象とした学習指導においても、人権教育の推進は必要であり、そのための学習指導方法の工夫改善が求められる。

また、児童・生徒等の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもある。例えば、児童・生徒等の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童・生徒等がいたりする場合には、そうした立場にある児童・生徒等などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童・生徒等が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童・生徒等が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童・生徒等に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。

（2）人権感覚を磨く

教職員が、児童・生徒等一人ひとりの大切さを理解し、かけがえのない個人として接するためには、教職員自身の人権感覚を一層磨いていくことが大切である。

学校で起こり得る「気づく」ことが必要な場面を次に例示した。人権を尊重するという観点から、気になることを考えてほしい。

人権教育ハンドブックより一部抜粋

男女は違う？

例1 クラスで文化祭の役割分担を決める時に

先生「女子が調理、男子は洗い物にしましょう。」

例2 文化祭の準備で疲れた様子を見せた男子生徒に

先生「男のくせにだらしない。」

例3 図工の時間に

先生「男子には青、女子にはピンクの紙を配ります。」

観点：男子と女子の役割分担を決めることは、性別による誤った固定観念であり、児童・生徒にも習慣的に刷り込まれてしまいます。

例4 女子生徒が男子生徒に向かって

生徒「○○君って、オネエっばいよね。」

観点：テレビやラジオ等では、性的マイノリティであることを笑いのネタに使う番組があり、その中で、性的マイノリティに対する様々な呼称が生まれています。そのような呼称を特定の個人に使用することによって、性的マイノリティへの差別意識を助長するだけでなく、その個

人に、多大なストレスを与えることとなります。その生徒が、性的マイノリティであった場合、取り返しのつかない大きな傷を与えることにもなりかねません。

例5 何人かの生徒との会話中、別の生徒の性的指向（恋愛や性愛の対象となる人の性）を揶揄するような話題になったが、和やかな雰囲気だったので、そのまま話を続けた。

観点：例4とも関連しますが、性自認（性別に関する自己意識）や性的指向をからかう発言や差別する発言を許すことはいじめにもつながります。様々な性自認や性的指向があることなどについては、教職員が理解を深め、肯定的に捉えることを生徒に伝えていくことが大切です。教職員は性的マイノリティとされる生徒がいるかもしれないことをふまえて、「今の表現はよくなかったね。」など、教職員が正す姿勢をとりましょう。

例6 委員会の役割分担をする際、女子生徒が委員長に立候補しようとしたら

先生「まとめ役は男子の方がいい。女子は女房役の副委員長がいい。」

観点：明らかに性別による固定的役割分担意識による性差別です。

学校生活におけるセクシュアル・ハラスメントに注意！

例7 髪型を変えた生徒に

先生「前の髪型似合ってたのに。失恋でもしちゃった？」

観点：容姿についての発言を不快に感じる人もいます。不快だと思われたら、それはセクハラです。さらに、プライベートに踏み込んだ発言は、一層相手を不快にさせる可能性があります。そこまで言っても許される信頼関係があると、勝手に思い込んでいませんか。

例8 体育の授業のあと、女子生徒の更衣が遅れ、次の授業の始業チャイムが鳴った。数人の女子生徒が更衣室で更衣中であったが、「着替えるのが遅い。」と言いながら、男性教職員が入室した。

観点：指導の範疇を超えた、明らかなセクハラです。男子生徒と同室で着替えるなども、学校として対応を考え、習慣的に当たり前になっていることはないか、見直すことが重要です。

例9 ある教職員は、指導上特に必要もないのに、親しみの表現のつもりで、生徒の肩に手をかけたり、身体に触れながら話をする癖がある。本人は親しみの表現のつもりなのだが、嫌がっている生徒もいる。

観点：同性でも身体に触れられることは不快に思われます。是非、周囲の人が注意喚起しましょう。

例10 身体計測の時、ある女性教職員が男子生徒の身体計測に割り当てられ、男子生徒の身体をじろじろ見ている。この学校では、必ず上半身裸で計測するように指導しているが、見られた男子生徒は嫌な思いをしている。

観点：身体（特に裸の異性）に対する凝視はセクハラになる可能性が大きい行為です。このような役割分担をすることは、分担をした担当者にも人権感覚が欠けているということでもあり、組織的な問題といえます。また、裸を見られることが嫌な生徒もいます。裸にならずにすむ計測方法を工夫することも必要です。

以上の例以外にも、数多くの類例や別の形の「人権侵害」もあることが考えられる。

校内研修・自己研鑽によって常に人権意識の向上を図るとともに、万一、「人権侵害」が発生した時には、その解決に迅速に努めるとともに、相互に注意し合える雰囲気づくり、人権意識の向上に結びつけられる職場環境づくりにも努めたい。

(3) 多様な性に対するきめ細かな対応等の実施について

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」

(教職員向け)：文部科学省より

§ 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援 §

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童・生徒等の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童・生徒等の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童・生徒等が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童・生徒等やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童・生徒等・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童・生徒等が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童・生徒等が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童・生徒等や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童・生徒等や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

③ 学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として次の表に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童・生徒等への対応を行うに当たって参考としてほしい。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童・生徒等が希望する呼称で記す自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

平成 27 年 4 月 30 日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童・生徒等への配慮と、他の児童・生徒等への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童・生徒等が求める支援は、当該児童・生徒等が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童・生徒等の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童・生徒等や保護者との情報の共有は、当事者である児童・生徒等や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童・生徒等の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童・生徒等や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④ 卒業証明書等について

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

⑤ 当事者である児童・生徒等の保護者との関係について

- 保護者が、その子どもの性同一性障害に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童・生徒等の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥ 教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童・生徒等やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、県教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

⑦ その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

ジェンダー平等と男女共同参画社会について

性犯罪・性暴力の根絶のためには、ジェンダー平等の実現が望まれる。ジェンダー平等に向けては、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するための男女共同参画社会の推進が不可欠である。このように性犯罪・性暴力の根絶と SDGs の掲げるジェンダー平等の実現及び男女共同参画社会の推進は密接な関係にある。

令和2年12月25日に閣議決定された「第5次 男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」では、ジェンダー平等の視点が明確に盛り込まれており、その一部を次に示す。

第5次 男女共同参画推進基本計画 本文 第1部 基本的な方針 はじめに

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題 より

(6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- 性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- 平成29(2017)年度の内閣府の調査によると、無理やりに性交等された被害経験のある女性は約13人に1人に上っており、また、約7人に1人の女性が配偶者からの暴力を複数回経験しているなど、依然として深刻な状況である。
- 世界的にも SNS を中心にセクシュアル・ハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。
- 女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もある。
- さらに、情報通信技術 (ICT) の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。

(8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流

- 男女共同参画社会基本法第7条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成27(2015)年9月に国連で持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。
- 同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっている。そして、ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とし、あらゆるレベルでの意思決定において女性と男性が同等の機会を享受するべきこと、国・地域・グローバルのそれぞれでジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化すること、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の廃絶していくことなどが掲げられている。その上で、アジェン

ダ全体の実施において「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」としている。

- 我が国においても、SDGs 実施指針において、日本の「SDGs モデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

3 第5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等 より

- 以上より、これからの男女共同参画に係る課題を、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として、2つに要約することができる。
- これらはいずれも社会全体又は個人の持続可能性と関係しており、男女共同参画を推進していくことは、国民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であると考えられる。
- 諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。
- ここで取組が進まない場合、個人はもちろん、社会全体にとっても重大な懸念すべき状況が生じかねない。個人にとっては、自らの意欲・能力が十分に活かせない、自ら人生設計することが難しく、生きづらい、幸福を感じられないといった状況になりかねない。社会全体にとっても、個人が生きづらい社会や地域、さらに組織には良い人材は集まらず、多様な発想が欠けることでイノベーションが生まれにくくなることになりかねない。これは、我が国が世界的な人材獲得競争において不利な状況に陥るということでもある。多様な人材を生かせずして社会の持続可能性はありえない。また、地方においても、男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人材流出が続く可能性がある。
- したがって、今が、国民一人ひとりの幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。「女性活躍加速のための重点方針」の毎年の策定・フォローアップのプロセスは、毎年度の予算編成と連動したPDCAサイクルとして一定の役割を果たしてきたと考えられるものの、これまでの基本計画においては、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検は必ずしも十分であったとは言えない。このため、5次計画においては、EBPMの観点を踏まえ、成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を充実させるとともに、それに基づいて更なる取組を促すことが重要である。
- 上記並びに「1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会」及び「2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題」を踏まえ、5次計画は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨とし、以下の基本的視点及び取り組むべき事項に留意しながら策定する。なお、ここで「女性」には女兒や若年女性が含まれることは言うまでもなく、あらゆる年代の女性の支援や必要な保護の視点が重要である。また、性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在広く議論が行われているところ、こうしたことを含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である。

(1) 基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、時速可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがなような社会となることを目指す。そのため、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。
- ④ 人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- ⑤ AI、IOT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

「第 5 次 男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野における女性の参画拡大が述べられており、各分野及びそのポイントを次に示す。

【第 1 分野】政策・方針決定過程への女性の参画核拡大のポイント

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の養成（議員活動と家庭生活の両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

【第2分野】雇用分野、仕事と生活の調和におけるポイント

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

【第3分野】 地域におけるポイント

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

【第4分野】 科学技術・学術におけるポイント

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

【第5分野】 女性に対するあらゆる暴力の根絶のポイント

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

【第6分野】 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重のポイント

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

【第7分野】 生涯を通じた健康支援のポイント

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

【第8分野】 防災・復興等のポイント

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携 のポイント

【第9分野】 各種制度等の整備のポイント

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める

【第10分野】 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進のポイント

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

【第11分野】 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献のポイント

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取

り上げる

次表は、第5次 男女共同参画基本計画 用語解説から参考となる用語について抜粋したものである。

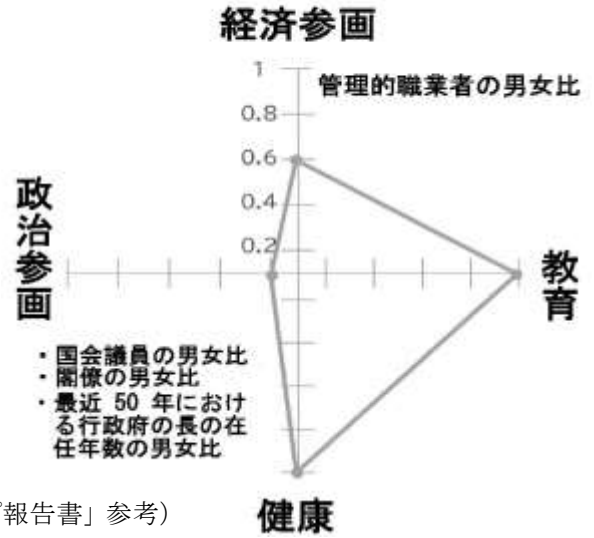
用語	解説
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。
ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
持続可能な開発のための2030アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	「平成27（2015）年9月に国連で採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals:SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているか否かを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
性的指向・性自認（性同一性）	性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」

	<p>という用語もある。なお、性的指向については、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
ダイバーシティ	<p>「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。</p>
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	<p>誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。</p>
指導的地位	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。</p>
エンパワーメント	<p>自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。</p>
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。</p>

日本のジェンダー平等に関する状況について

ジェンダー・ギャップ指数
 世界各国のジェンダー平等の程度を指数にしたもの。1が完全平等。政治参画・経済参画・教育・健康の4つの分野で判断される。
 100点満点としたとき、日本は66点。
 世界156か国中120位(2021年)
 教育分野 98点 健康分野 97点
 経済分野 60点 政治分野 6点
 分野別の順位では、経済(117位)、教育(92位)、健康(65位)政治(147位)である。

日本 **66** 点



(世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」参考)